

令和8年3月23日

鈴鹿市議会議長
野間 芳実 様

議会運営委員会

委員長 池上 茂樹

委員会行政視察報告書

下記のとおり実施いたしましたので報告いたします。

記

- 1 実施日
令和8年1月19日：武蔵野市
1月20日：船橋市
- 2 参加者氏名
委員長 池上 茂樹
副委員長 加藤 公友
委員 山中 智博
委員 森 雅之
委員 山口 善之
委員 市川 哲夫
委員 藪田 啓介
随 行 岡 憲利
随 行 本郷 恭
- 3 視察先及び事項
東京都武蔵野市：武蔵野市議会業務継続計画（議会BCP）について
千葉県船橋市：船橋市議会業務継続計画（船橋市議会BCP）について
- 4 視察報告
(1) 武蔵野市：武蔵野市議会業務継続計画（議会BCP）について
武蔵野市は東京都のほぼ中央部に位置しており、面積は10.98km²、人口は約15万人と、人口密度が非常に高い都市である。

武蔵野市議会は、武蔵野市議会業務継続計画（議会BCP）を令和5年に策定している。まず、策定の経緯については、平成23年に発生した東日本大震災が発端となっている。地震発生当時の武蔵野市議会は定例議会の会期中であったが、地震の影響で本会議場と全員協議会室に被害を受けた。特に議場の被害は甚大であり、本会議を議場で開催することができない事態となり、議会運営に大きく影響したとのこと。その後、半年ほどが経過した後に震災で大きな被害を受けた岩手県遠野市と岩手県大船渡市を視察し、被災状況や震災直後の議会運営についての聴き取りをおこなったが、両市への視察と武蔵野市議会で起こった状況により、震災時の課題が浮き彫りとなった。例えば、①電話が不通となり議員との連絡が取れず、また、交通網の遮断により議会の参集が困難な状況。②議員に明確な役割がなかったため、議員は何をしているのかとの苦情。③災害対策本部に議会が入っておらず、災害対策本部がどのような動きをしているのかがわからない等の課題が挙げられた。これらの課題から、緊急時に議会及び議員がどう行動するべきかがわからないのは大きな問題であると認識し、災害時を想定した議会のシミュレーション（BCP）をするべきとの考えに至った。また、大規模災害が発生すると、正常な議会活動が困難となり、執行部の専決処分が頻発する事態が想定されることから、正常な議会活動を維持することの重要性を認識した。

これらの課題を解決するために、令和2年4月1日に武蔵野市議会基本条例を制定し、第20条に「大規模災害においても機能を維持する」と規定した。しかし、同時期に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月7日に国から緊急事態宣言が発令され、今度はコロナ禍での議会活動を余儀なくされた。大規模災害においても議会の機能を維持するのであれば、議会へ参集しなければならないが、緊急事態宣言下においては他者との接触が原則禁止されていたことから議会への参集ができず、大規模な感染症が発生した際の対応についても検討が必要と認識した。

東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症といった2つの大規模災害を経験した教訓を生かし、次に大規模な災害が発生した際には議会基本条例に規定している「大規模災害においても機能を維持する」を実践するために、令和5年3月に「武蔵野市議会業務継続計画（議会BCP）」を策定。そして、武蔵野市議会業務継続計画で定めた基本方針及び基本体制を実行するために、令和6年に「武蔵野市議会業務継続計画行動基準」及び「武蔵野市議会業務継続計画の手引き」を策定した。特に手引きについてはハンドブック的な位置づけであるため、議員は常に携行し、災害に備えることが義務付けられている。

経緯については以上となるが、武蔵野市議会は実際に被害に遭われたことがきっかけとなっているため、議員が主体となって策定を行った点が特徴的である。

次に、各BCPの内容についてだが、まず、「武蔵野市議会業務継続計画（議会BCP）」については、第1に基本方針として、①目的 ②議会議員の行動指針 ③市長等と議会の関係が記載されており、第2に基本体制として、①想定する災害 ②行動体制 ③検証と見直しについてが記載されている。具体的には、まず基本方針では、災害が発生したら速やかに安否確認をすること、議長の指示に従うこと、SNSにはデ

マ情報が含まれている可能性があるため注意すること、議長は議会事務局長を通じて市の災害対策本部と情報共有を図ること等が記載されている。基本体制については、想定する災害として、震災・風水害・火山噴火降灰・感染症等とすること、平時から防災訓練に参加すること、必要に応じて災害時代表者会議を参集すること、参集が困難な場合はオンラインを利用すること等が記載されており、オンラインによる会議を確実に実施するために、年に4回ほどZOOMによる練習を実施している。検証と見直しについては、必要に応じて各会派代表者会議で見直しを行うことが記載されている。

「武蔵野市議会業務継続計画行動基準」の内容については、①行動の優先順位 ②シナリオごとの行動基準 ③体系図が記載されている。具格的には、まず行動の優先順位については、1番から7番までの順位が決められており、順位が上位の行動を優先して行うように規定している。シナリオごとの行動基準については、初動期や安否確認以降といったシーンごとに応じて、事務局職員及び議員の取るべき行動を規定している。体系図については、議会事務局や正副議長、会派代表者等が取るべき行動を時系列ごとに図で表したものである。この体系図の作成には苦労したが、いつ何をすべきかがわかりやすいため、苦労して作成したメリットは十分にあるとのことである。

「武蔵野市議会業務継続計画の手引き」の内容については、ハンドブック的な位置づけであることから、シーンごとに応じて、議員の取るべき行動を規定しており、武蔵野市議会業務継続計画行動基準よりもさらに具体的かつ簡潔に記載している。地震等の災害に直面するとパニックになり、取るべき行動を取れなくなる可能性があるため、具体的かつ簡潔に記載しているものと思われる。特長としては、安定的な連絡方法を確保するために、LINEWORKSを活用していること、発災直後は執行部が混乱しているため、議員が個別に要望をせず、議会事務局が要望をまとめて伝え、議員へ共有すべき情報もまとめて伝達していることなどが挙げられる。

最後に課題については、訓練が未実施であること、議員の危機意識が今後も続くのか、新人議員へどのように伝えていくか、デジタル対応、想定しない災害が発生した場合の対応方法等について挙げられていた。本市議会でも今後議会BCPを作成した場合でも、同様の課題が発生すると考えられる。

(2) 船橋市：船橋市議会業務継続計画（船橋市議会BCP）について

船橋市は千葉県北西部に位置しており、面積は85.62km²、人口は約65万人の中核市である。

船橋市議会は、船橋市議会業務継続計画（船橋市議会BCP）の内、令和5年に感染症対策編を、令和7年に地震・風水害編を策定しており、感染症対策編と地震・風水害編を分けている特徴がある。まず、策定のおおまかな経緯についてだが、令和元年の会派代表者会議において、議長から議会BCPの策定について提案があったことがきっかけとなっている。事務局職員が議会BCP案を作成し、会派代表者会議で内容について協議し、最後に議長決裁を受けて策定に至っている。武蔵野市議会と違い、何かの被害を受けたことがきっかけとなっていないことから、事務局が主体となって

作成している印象を受ける。

次に、地震・風水害編の具体的な策定経緯と概要についてだが、まず策定経緯については、平成26年に船橋市議会災害対策支援会議設置要綱を制定し、支援会議の設置、市の災害対策本部との連携、災害の発生時期に応じた所掌事務等を定めた。しかし、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、船橋市議会災害対策支援会議設置要綱に基づき支援会議を設置するだけでは対応できないと考え、議会BCPを策定し、災害時の議員の役割を定めた。

地震・風水害編の概要についてだが、対象とする災害は市域に震度5強以上又はこれに準ずる地震災害が発生したとき、東京湾内で1メートルを超える津波が発生したときやおそれがあるとき、風水害において各種警報が発表され、市域に甚大な被害が発生したときやおそれがあるとき、その他に大規模な火災や事故等が発生した場合となっている。本市と同じく海に面していることから、津波を対象としている。

業務継続に係る対応については、初動期では安全確保と避難行動、安否確認や議会関連施設の被災状況確認、議会BCPの発動、船橋市議会災害対策支援会議の開催準備等を行う。なお、夜間や休日の場合、管理職事務局職員が参集できない可能性があることから、ICS（インシデントコマンドシステム）の考えに基づき、職位の高い者、同列の職位の場合は年齢が高い者が指揮命令権を有するように設定している。中期の対応は、市の災害対策本部との連携、議会機能復旧に向けた準備等を行う。後期の対応は、本来の議会機能の復旧、要望活動、議会BCP発動の解除等を行う。ICSの考えは本市議会には無い考え方であり、参考となった。

災害時の組織体制については、必要であれば議長が船橋市議会災害対策支援会議を設置するが、支援会議は支援本部と地域活動員で構成されており、支援本部の構成員は正副議長、会派代表者及び事務局職員となっている。支援本部以外の議員は地域活動員の構成員となるが、地域活動員という制度は珍しい制度であり、斬新な制度と感じた。支援本部の業務は、議員の安否確認、市の災害対策本部からの災害情報の収集整理、地域活動員からの被災情報の集約、市災害対策本部への要請等が挙げられる。一方、地域活動員の業務は、罹災状況の報告、被災地の情報収集、市民への情報提供、地域における支援活動への協力等が挙げられるが、市の災害対策本部を混乱させないようにとの配慮から、地域活動員が市の災害対策本部へ連絡することを禁止している。

地震・風水害編の内容について、その他の特徴としては、地震発災時の対応フローが掲載されており、どの段階でどのような対応をするのかが、一目でわかるようになっている。

次に、感染症対策編の具体的な策定経緯と概要についてだが、まず策定経緯については、令和2年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、様々な感染対策を取りながらの議会運営を余儀なくされたが、そのような状況においても議事機関として停滞することなく議会運営を進めるために、感染症対策に特化した議会BCPを策定した。

感染症対策編の概要についてだが、想定する感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症のうち、何らかの措置を講じなけ

れば、人の生命や健康に重篤な影響を及ぼす感染症が対象となっている。新型コロナウイルス感染症は当然に対象となるが、例えば季節性インフルエンザ等で議会運営に支障をきたす事態となった場合にも準用している。規定している事項については、①感染が疑われる場合及び感染が確認された場合の対応 ②議長・委員長・議会事務局長が職務を執れない場合の対応 ③会期前や会期中に感染症患者が発生した場合の検討事項と対応 ④感染防止対策である。

最後に、船橋市議会の取り組みについては、大きく二つのことに取り組んでいる。一つは環境整備で、本会議中の災害発生を想定し、災害対応用の次第書を常備すること、本会議中の地震発生に備え議場や傍聴席受付にヘルメットを常備すること、議員に安全靴等の貸与を行っていることが挙げられる。二つ目は防災訓練で、議員及び事務局職員を対象とした避難訓練や議会BCPの研修会、防災講話等を実施している。また、メール配信システム「すぐ参集」の活用や、災害時におけるタブレット端末の活用も実施している。今後の対応としては、議会BCPの見直しや、定期的な訓練を予定しているとのことである。

5 所感

- 両市議会の議会BCPは、細かい違いはあったものの、どちらも災害時においても議会の機能を維持することを目的としているものであった。本市議会では、「鈴鹿市議会大規模災害対応マニュアル」を策定しており、災害時でもこのマニュアルに基づき行動をすることが可能であるが、感染症対策が規定されていないなど、両市議会の議会BCPほど具体的な内容にまでは踏み込んでいないと感じた。南海トラフ地震等の発生が危惧されており、感染症についても、新型コロナウイルス感染症のような感染症が再度発生してもおかしくない状況を考えると、本市議会においても議会BCPの策定を検討する余地はあると考える。今回の視察を踏まえ、本市議会で議会BCPを策定する際には、
- ・議会としての機能を維持することを最優先に考える。
 - ・地震水害編と感染症対策編を分けて策定することを検討する。
 - ・災害時は電話やメールが使用できないことが想定されるため、それ以外の連絡方法を検討する。ただし、SNSの使用については、不確かな情報を拡散する恐れがあるため注意する必要がある。
 - ・災害発生時の議員の役割や行動を具体的かつ明確に規定する。
 - ・事務局職員が参集できない可能性があるため、ICSの考えを参考にする。
 - ・災害時には、市の災害対策本部は対応に追われていることから、議員個人が市の災害対策本部へ連絡することを禁止し、議長（議会事務局）が議員の要望をまとめて市へ伝え、議員への情報提供も議長（議会事務局）がまとめて行う。
 - ・ハンドブックの作成や、ハンドブックを平時から議員が携帯することを検討する。
 - ・非常時に的確かつ迅速に対応できるように、定期的な訓練を実施する。
 - ・状況に変化が起ることを想定し、BCPに見直し規定を設ける。
 - ・議員、執行部及び傍聴者の安全を確保するために、議場にヘルメットを常備することを検討する。

以上の点を考慮して策定していきたい。

6 視察写真

(1) 武蔵野市議会



(2) 船橋市議会



以上、視察報告とする。